平成２２年（フ）第６号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字日浦239番地
債務者　宮本　早苗（旧姓水村・貴田）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２１年（フ）第９８号
愛媛県四国中央市寒川町2069番地
債務者　木花　拓矢
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所今治支部
平成２２年（フ）第１７号
愛媛県今治市阿方甲507番地１　グリーンハイツ小沢304、住民票上の住所愛媛県今治市上徳乙130番地の４
債務者　越智　浩記
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所今治支部
平成２２年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市夏目町３丁目６番１―306号市営住宅
債務者　深田　久美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２２年（フ）第１３６号
高知市宝永町４番24号
債務者　國澤　淑子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係
平成２２年（フ）第１３号
高知県室戸市浮津一番町88番地２
債務者　浅田　泰孝
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係
平成２２年（フ）第１４号
高知県室戸市室戸岬町4332番地
債務者　中屋　和美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係
平成２２年（フ）第８９号
北九州市小倉南区石田南２丁目３番13号
債務者　竹内　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１４４号
北九州市八幡東区藤見町２番８号
債務者　落合　正子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１４７号
北九州市小倉北区片野４丁目19番５―706号
債務者　田中　信治
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１５７号
北九州市八幡東区昭和３丁目７番22―701号
債務者　髙橋　浩司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１６２号
北九州市門司区柳町３丁目４番19号
債務者　小磯　彰男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１６９号
北九州市八幡東区昭和１丁目５番16号
債務者　小野　幸洋
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１７０号
北九州市小倉北区白銀１丁目２番５号
債務者　川嶋千鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第１８８号
北九州市八幡西区大字野面2453番地
債務者　桒田　美穂（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２２年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　水上　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２１年（フ）第１４２号
福岡県田川市大字弓削田650番地
債務者　谷口　清文
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部
平成２１年（フ）第１４３号
福岡県田川市大字弓削田650番地
債務者　谷口マサヨ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所田川支部